

⑮ 9月は「屋外広告物美化強調月間」です

問 都市計画課(内線 586)

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、立看板、はり紙、はり札のほか、広告塔、広告板、建物等に掲出されたものをいいます。

これら屋外広告物の表示は、まちの良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、一定のルールがあり市では、茨城県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示場所、表示面積、高さ等を規制しています。

屋外広告物を表示するときは、原則として市長の許可が必要です。まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。

また、9月は県の「屋外広告物美化強調月間」です。屋外広告物の適正な表示を徹底し、うるおいのある美しいまちづくりを推進していますので、みなさんのご理解ご協力をよろしくお願ひします。

主な規制の例

1. 自己の店舗等から離れた場所に表示する場合

「禁止地域」「禁止物件」には、原則として広告物を表示できません。

禁止地域：道路または鉄道の敷地境界から一定の範囲内(一部の用途地域内を除く。)、信号機の付近、道路標識の付近等

禁止物件：信号機、道路標識、街路樹等

2. 自己の店舗等に店名、取扱商品名等を表示する場合(自家広告物)

高さ、色彩、形態等の基準を満たし、合計面積が一定以下の自家広告物は、禁止地域でも表示することができます。なお、一定規模以上の自家広告物を表示する際には、市長の許可を受ける必要がありますので、お問い合わせください。

⑯ 歩道整備に伴う交通規制を行います

問 建設課(内線 503)

歩道整備の実施に伴い、交通規制を行います。通行の際には、工事看板および交通誘導員の指示に従って通行してください。付近にお住まいの方、通行される方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

規制期間 9月上旬から令和4年1月下旬(予定)

規制区間 笠間市中央3丁目地内

規制内容 市役所側歩道：通行止め(夜間開放) 車道：片側通行止め(夜間開放)

施工業者 (株)阿部建設

